



けすぞう新聞

2018年7月発行
NO.7
播磨町消防団女性分団

つけたまま、になっていませんか

住宅用火災警報器は正常に作動することを確認するため、点検も大切です。

火災を感知すると警報を発し、居住者に知らせる住宅用火災警報器。2006年に消防法が改正され、新築および既築住宅への設置が義務化されました。今回は設置後の定期点検とお手入れ方法です。

外観点検(推奨は1年に1回以上です)

煙感知部および熱感知部にホコリなど異物が付着していないか確認してください。

●ホコリやクモの巣などの異物が感知部および周辺に付着している場合は、掃除機などで取り除いて下さい。そのままの状態で使用すると火災の感知が遅くなったり、感知できない場合があるほか、誤作動の原因にもなります。



機能点検(推奨は1か月に1回、または3日以上留守にされた時です)

器具のタイプにより、テストボタンを押すもの、ひもを引いてテストをするものなどがあります。詳しくは、製品の取扱説明書をご覧ください。点検の操作をすると、火災の警報アラームや正常を知らせるアナウンスなどが鳴ります。



火災時の警報音以外にも電池切れや故障を知らせる警報(アラーム)機能があります。

作動しない場合は次の原因が考えられます。

●電池切れ

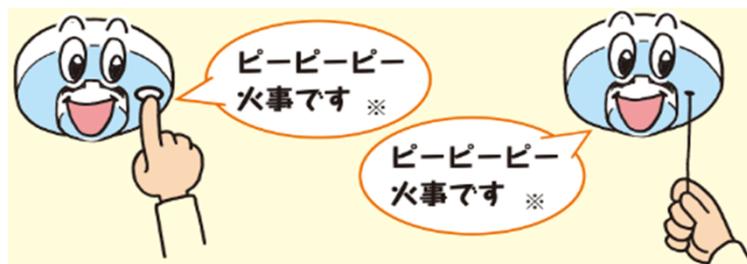
電池の交換をしてください。

ただし、設置後10年を過ぎている時や

著しく汚れている場合は警報器を交換してください。

●機器異常

警報器の感度が劣化している時は、すみやかに新しい警報器に交換してください。



* 無線式連動型は単独テストと連動テスト(登録してるすべてを連動させて連動機能を確認する)があります。

定期点検(推奨は1年に1回、家族で確認しましょう)

方法は機能点検と同じです。

実際の火災警報器がどんな音声で警報するか家族で確認しましょう。



まとめ

住宅用火災警報器の点検を怠ると、正常に機能しない状態で放置されてしまう可能性があります。警報器の機能を維持するために、必ず定期的に点検を実施しましょう。

住宅用火災警報器は警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換しましょう。

取扱説明書には設置場所に関する注意や、点検、警報音に関すること、異常時の処置方法などが記載されています。取扱説明書を読んで、保管するようにしましょう。

